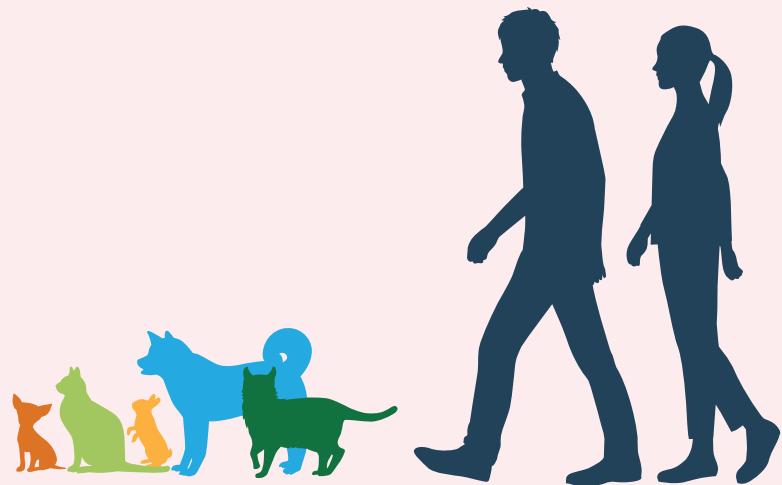


被災ペット救護施設運営の手引き





はじめに

環境省は災害時に自治体が行う対策の参考資料として、「人とペットの災害対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を平成30年3月に策定しました。

自治体や地方獣医師会が行う被災ペットの救護活動には、ペットフードや飼育用品の支給、獣医療の提供、避難所や応急仮設住宅での飼養・管理の支援、相談窓口の設置、保護が必要な被災ペットへの対応等がありますが、ガイドラインでは誌面の都合上、活動の概要と事例の一部を紹介するまでにとどまっていました。

そこで、被災ペットの救護活動のうち、飼い主とはぐれたペットや、飼い主の死亡等で放浪しているペットの保護、飼い主による飼養が困難になったペットの一時預かりに焦点を当て、放浪ペットの保護や一時預かりのペットを収容するための施設(以下「被災ペット救護施設」という。)の運営等に関して、さらに情報を提供するために、「ガイドラインの副読本」としてこの手引きを作成しました。

ペットの飼い主は、平常時に災害への備えをし、発災時は本人や家族の安全を確保した上で自助(自己の責任)の下でペットと同行避難をすることが理想とされます。

しかし災害時には、同行避難ができたとしても避難所での飼養ができず、一時預かりが必要となるペットや放浪ペットが発生するなど、飼い主の自助のみでは対応できない事態が生じます。このような場合に備えて自治体等は、公助として被災ペットの救護活動を行う必要があります。

被災ペットの救護活動では、被災ペット救護施設が必要になります。放浪ペットの保護やペットの一時預かりは緊急を要するため、被災ペット救護施設は既存施設の利用を基本に、必要最小限の増設等により対応することが合理的だと考えられており、これまでの災害では既存施設の活用で十分に対応できた例が多く認められています。

しかし災害の種類や規模、地理的な条件、季節や気候条件、被災ペットの数などから、新たに被災ペット救護施設を設置せざるを得ない場合も生じます。このような場合には、用地確保、設置期間、設置・撤収費用や作業を十分に考慮する必要があります。

この手引きでは、被災ペットの保護収容の考え方を解説した後、既存施設を活用した被災ペット救護施設の事例と、新たに被災ペット救護施設を設置する場合の注意点等について紹介しています。

災害で飼い主と離れてしまった被災ペットや、飼い主の病気やケガなどの事情から保護収容したペットを、飼い主に返還または新しい飼い主に譲渡するといった対応を、効果的かつ迅速に行うためには、平常時から災害時に「被災ペット救護施設」として活用する施設を想定し、施設の増設や新設も視野に、緊急かつ特殊な状況下で状況に応じてすばやく判断し、活動を開始するための準備をしておく必要があります。

本手引きが、災害時のペット対策を検討する際の一助になれば幸いです。



この手引きを活用するための 前提条件

この手引きはガイドラインの記載を前提に、「被災ペット救護施設」に関する記載部分を補完するために作成されています。

以下に掲げた項目は被災ペットを扱う際に必要な原則として重要ですが、これらはガイドラインで詳しく解説しているため、ここでは概要説明に止めていきます。

なお、ガイドラインの記載ページも示しましたので適宜参照してください。

・災害への備えと対応は「自助」が基本

ペットを飼養している人は自身の災害への備えとともにペットの健康と安全を守る責務を負う。自治体の支援活動は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるようにするものであり、あくまで飼い主による自助の補完である。(p.3、p.7、p.8-9、p.11、p.16、p.32-51、p.91、p.93-94、p.102-103、p.122-134)

・自治体や現地動物救護本部等は、支援対象動物の範囲を明確に

被災地の自治体は、迅速な救護活動に注力するために、救護活動の対象となる動物や救護活動をする対象地域を限定して明確に定義する必要がある。(p.8、p.83)

※この手引きにおけるペットは、ガイドラインと同様に家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指します。特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まないものとしています。

・支援活動の撤収時期を意識した活動の展開

被災地における救護活動の終焉やシェルターを閉鎖する時期は、一例として、ペットの飼養が可能な仮設住宅等への入居時など、飼い主の手元にペットを返すことができた時点が一つの目安となるが、一概には決められないため、状況次第で撤収時期を調整できるように準備をしておく必要がある。(p.114-115)

〈用語の解説〉

○被災ペット救護施設

ガイドラインにおける「動物救護施設」と同義。本手引きでは表題を「被災ペット救護施設運営の手引き」としたため、「被災ペット救護施設」とした。

○被災ペット

災害により避難生活を余儀なくされた、飼い主のいるペットの総称。広義にはガイドライン(p.7)における「放浪動物」を含む。

目 次

はじめに

1. 被災ペットの保護・一時預かりの考え方 1

- (1) 放浪ペットの保護収容 1
- (2) 飼い主からの依頼による被災ペットの一時預かり 1
 - ① 一時預かりをする前に行うこと 〈飼い主の飼養環境整備のための支援〉 1
 - ② 一時預かり体制の整備・対応 2

2. 被災ペット救護施設の検討 3

- (1) 自治体等による一時預かり先の検討 3
- (2) 既存施設の活用 3
- (3) 新たな被災ペット救護施設の設置 5
 - ① 施設のタイプについて 5
 - ② 新たな被災ペット救護施設を設置する際の注意点 6

3. 被災ペット救護施設の運営 7

- (1) 組織体制 7
- (2) 物資 7
- (3) 運営資金 8
- (4) 飼い主への対応 8
- (5) 被災ペット救護施設の縮小・終了 8
- (6) 被災ペット救護施設での飼養管理－シェルターメディスンの考え方－ 9

参考資料

- 参考資料1 自治体等による被災ペット救護施設の事例 13
- 参考資料2 シェルターメディスンに基づく被災動物の群管理指針 52



1

被災ペットの保護・ 一時預かりの考え方

(1) 放浪ペットの保護収容

災害の発生時に、同一の行政区域の管内等であっても被害状況に地域差がある場合は、被害規模に応じて被災ペットの定義や対象地域の指定、災害対応期間の設定などの条件を検討します。この検討により、被害が大きかった地域で飼い主からはぐれて放浪しているペット（以下「放浪ペット」という。）と、被害が生じていない地域に発災以前からいる野良犬や野良猫とを整理して対応することができます。

基本的には、被災地として限定した地域や災害対応期間内に保護収容した放浪ペットを被災ペットとし、それ以外は、通常業務として自治体が収容した犬や猫として整理します。

(2) 飼い主からの依頼による被災ペットの一時預かり

① 一時預かりをする前に行うこと〈飼い主の飼養環境整備のための支援〉

飼い主や避難所の管理者等からペットの飼養に関する問い合わせがあった場合は、以下に示す様な飼養方法の例を提案するとともに、飼い主が極力自力でペットを飼養管理できるように、避難所等との調整などの支援をすることが重要です。

■ 避難所で飼養する

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主自身が責任を持って飼養します。飼養環境の維持管理のために、飼い主同士が助け合い、相互に協力することが必要となります。

■ 自宅で飼養する

飼い主が自宅に留まる在宅避難の場合や、飼い主は避難所に避難して、ペットを自宅で飼養するために、世話を通う方法があります。

■ 車の中で飼養する

飼い主もペットと共に車中泊する場合や、ペットだけを車の中で飼養する場合があります。車中の飼養では夏季の熱中症やエコノミークラス症候群等への対策と注意が必要です。また、長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な飼育場所に移動させるなどの配慮が必要になります。

■ 施設などに預ける

様々な事情により飼い主自身がペットを飼養できない場合には、被災していない地域の親戚や友人、動物病院、ペットホテル等の一時預け先に預ける方法があります。

②一時預かり体制の整備・対応

可能な限り飼い主の管理下でペットが飼養できることを目指しますが、飼い主がケガや病気で入院する等、ペットを飼養管理できない事情があるなど、いずれの手段を取ることも困難な場合には自治体等が一時預かりを支援します。

一時預かり先となる被災ペット救護施設は、自治体が所有する既存施設（保健所や動物愛護センター等）、事前に協定を結んだ現地獣医師会所属の動物病院等の他、新たな施設の設置など状況に応じた対応を検討します。

いずれの施設においても、ペットを預かる際には確実な個体識別管理をし、預かり期間、連絡先などを書面により明確にしておきます。さらに飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も検討しておきます。

コラム

一時預かりの長期化を避けるには

これまでの災害では、飼い主からの依頼による一時預かりが長期化し、被災ペット救護施設の運営が長引く事例がみられました。

これは、飼い主と連絡が取れなくなる、または連絡が取れても飼い主には引き取る意志がなく、かつ所有権放棄の意志もないために譲渡作業が進まないことを主な原因としています。

このような状況を避けるためには、預かりの際に一時預かり契約書等を交わすとともに、飼い主と離れて慣れない場所で長期の生活をすることがペットには多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明することが有効です。また、飼い主とはこまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認することも有効です。



2

被災ペット 救護施設の検討

(1) 自治体等による一時預かり先の検討

被災ペット救護施設では、様々な施設の利用が考えられます（表1）。自治体等による一時預かり先としては、まず、既存施設の利用を検討したうえで、さらに必要な場合には、新たな施設の設置を検討します。

表1 被災ペット救護施設の分類

区分	被災地域内の施設が活用できる場合	被災地域内の施設が活用できない場合
既存施設の活用	被災地域の自治体所有の施設	近隣地域の自治体が所有する施設
	被災地域の動物病院 ペットホテル等	近隣地域の動物病院 ペットホテル等
	被災地域の愛護団体等の施設 一時預かりボランティア	近隣地域の愛護団体等の施設 一時預かりボランティア
		広域支援で提供される施設
	その他（ペットと泊まれるホテル等）	
新たな被災ペット 救護施設の設置	既存施設内に設置（増設、新設）	
	新たな用地を確保して設置（新設）	

(2) 既存施設の活用

既存施設の活用には、以下のような施設の利用が考えられます。

- イ. 自治体が所有する既存施設（動物愛護センター等）の利用
- ロ. 事前協定に基づく現地獣医師会所属の動物病院や動物取扱業者（ペットホテル等）が所有する施設の利用
- ハ. 現地動物救護本部の活動に参加する組織や個人の一時預かりボランティアによる対応
- 二. 広域支援により提供される近接した自治体の施設や、事前協定に基づく被災地外の獣医師会所属の動物病院に一時保護の協力を要請
- ホ. その他、被災ペットの保護収容が可能な施設の利用

以下は、これまでの災害で、既存施設が活用された主な事例です（表2）。

表2 大規模災害における主な既存施設活用の事例

年	災害名	状況
2011年	東日本大震災 (仙台市)	仙台市動物管理センターを活用し、平時に連携して活動していた動物愛護団体がマンパワーとなって、被災ペットの一時保護を実施した。
	東日本大震災 (岩手県)	民間の動物愛護団体が所有する動物保護施設で一時保護を実施した。
	東日本大震災 (東京都)	緊急災害時動物救援本部（現（一財）ペット災害対策推進協会）が募集し登録された個人の一時預かりボランティアが、自宅で一時預かりを実施した。また、（公社）東京都獣医師会の会員病院が、避難者からの一時預かりや、警戒区域内で保護された放浪ペットの一時預かりを実施した。
2016年	熊本地震 (熊本市)	災害時の協力協定により熊本市獣医師会所属の動物病院を一時保護施設とし、被災ペットの保護と治療を実施した。
2018年	北海道胆振東部地震 (北海道)	地元の民間ペットホテルが中心となり、一時預かりを実施した。この施設は、その後で設置されたペット救護対策協議会（獣医師会、北海道庁等による）の協力施設となり、預かり中の動物を含めた全てのペットに対し獣医師が健康チェックを実施した。

既存施設を活用することで、速やかな対応が可能となり、被害の全容が把握できるまでの間にも応急的な対策を取れることがメリットとなります。一方、熊本地震のように、被災ペットの保護収容期間が長期化した場合は、後に被災ペット救護施設を新設した事例があります。

なお、既存施設を活用する場合でもランニングコストは必要となるため、寄附金を充当する場合の条件などを事前の検討事項に加えておく必要があります。

コラム

一時預かり頭数が既存施設の収容規模を超えないようにするには

放浪ペットの保護や飼い主からの依頼によるペットの一時預かりは、基本的には既存の施設を利用することが合理的です。

放浪ペットの保護対象となる地域や期間を整理し、飼い主自身が飼養管理できる環境を整えることで、一時預かりが必要な被災ペットの数が少なくなれば、必要となる被災ペット救護施設の設置規模も縮小され、既存の施設を用いた保護収容が可能となります。

(3) 新たな被災ペット救護施設の設置

保護や一時預かりの被災ペット数が既存施設の収容力を超える場合や、既存施設が被災し、ペットの保管が困難と判断された場合には、新設の検討を開始します。

被災ペット救護施設の新設では、「早急な設置と運営を目指すこと」と「収容動物のストレスを軽減できる飼養環境の整備」とのバランスが重要になります。

原則として、寄附金などの限られた資金による活動となることから、確保が見込まれる資金の中で、施設の整備に係る費用、ランニングコスト、想定される設置期間などを考慮し、どのような施設が適切かを検討します。

① 施設のタイプについて

被災ペット救護施設での動物収容施設には、テントやビニールハウス等の簡便なものや、プレハブ、ユニットハウスなどの比較的堅牢な建物があります。

それぞれの特徴を以下に示します。

■テントや農業用ビニールハウス

利 点	短期間で設置が可能
	資材の確保が容易
	コストが安い
欠 点	中期～長期的な利用は困難
	多数の動物の収容には適さない
	温度・湿度の管理が困難
	強風や大雨、台風などに対応していない
	逸走対策、盗難対策が困難
	感染症対策（洗浄消毒・隔離等）が困難

■プレハブやユニットハウス

利 点	中期～長期的に利用できる
	多数の動物が収容できる（2階建ての使用も可能）
	温度・湿度管理が容易
	逸走対策・盗難対策が可能
	感染症対策（洗浄消毒・隔離等）が可能
欠 点	長期間使用する場合には基礎工事が必要となり、設置までに時間がかかる
	設置にかかる手手続きが多い
	災害の状況によっては建築資材の確保が困難
	設置コストが高額

緊急を要する場合には、まずテントやビニールハウスを設置して対応し、同時進行で中期から長期の対応ができる設備を手配することも考えられます。また床面積10m²以内の小型のユニットハウスは必要な条件^{*}に該当する場合は建築確認が不要となり、比較的短時間で設置できるため、既存施設に併設して、機能を補完する場合の有力な選択肢の一つになります。

ただし、災害の発生時には用地確保の交渉が困難になること、給排水設備や電力の供給がない空き地では、その後の飼養管理が困難になることにも留意が必要です。

最近では、各地で実施されている動物愛護センターの再整備やリニューアルに合わせ、敷地内のドッグランや駐車場等に給排水設備を用意したり、建物の軒を深くして犬を係留するフックを設置するなど、大規模災害発生時の被災ペットの保護に備えた工夫が行われる事例も増えています。

※ 建築基準法第6条2及び建築基準法第85条第2項を参照

建築基準法第6条2による条件は以下のとおり。

- ・防火地域及び準防火地域外であること
 - ・建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合であること
 - ・増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10m²以内であること
- 具体的な判断については、所轄の担当部署に確認すること。

② 新たな被災ペット救護施設を設置する際の注意点

【場所の確保】

- ・被災ペット救護施設は迷惑施設として近隣住民から設置を反対されることも多く、発災後の混乱の中では、迅速な用地確保が困難なことが多い。
- ・近隣に人が住んでいない場所の場合は、交通アクセスの問題等から、ボランティアや飼い主が通いにくい場合がある。

【資材の確保】

- ・災害時は人への支援が優先されるため、プレハブやユニットハウス等の建築資材の入手が難しくなり、価格も高騰する事がある。

【人手の確保】

- ・インフラの復旧や家屋の修繕、仮設住宅等の建設が優先されるため、新たな施設を建設するための業者の確保が困難となることが多い。

【資金の確保】

- ・事前に準備ができていない限り、資金は寄附などに頼ることになるが、新たな施設を建設する場合は数百万円から数千万円の費用がかかるとともに、別途運営資金が必要になる。



3

被災ペット 救護施設の運営

(1) 組織体制

自治体等の敷地内に被災ペット救護施設を設置する場合は、基本的にはその自治体が施設の運営主体となります。自治体が運営できない場合や新たに用地を求めて設置する場合は、現地動物救護本部等で協議して、新たに施設運営の組織体制を構築する必要があります。運営組織の構成は、所長（責任者）、総務班、獣医療班、飼育管理班などになり、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護推進員、動物愛護団体等と連携して人材を確保し、最初に獣医師や飼養管理などの常勤スタッフを配置するとともに、ボランティアとの協働を図ります。

適切な飼養管理や健康管理を行う上では、飼養する動物を継続的に観察する常勤スタッフの存在が不可欠ですが、複数の獣医師が交代で担当する事が想定される場合には、診断方法、処置基準、申し送り等についての基本事項を組織内で決めておき、診療方針等の一貫性を保つ必要があります。

組織体制を構築し運営する上では人材の確保が課題になりますが、大きな災害の場合など被災自治体の構成員だけでは対応が困難な場合は、環境省等に人員の派遣を依頼し、近隣自治体、動物愛護団体、獣医師会等からの応援を要請する必要があります。なお、これまでの災害対応での経験からは次のような問題が生じることが予想されます。

【人手の確保で生じる課題】

- ・常勤スタッフの適任者をただちに雇用できるとは限らない。
- ・被災地に被災ペット救護施設を設置する場合は、地域住民も被災しているためにボランティア要員の確保が困難になる。
- ・休日にはボランティアによる活動の協力が見込めるが、平日も活動してくれるボランティアの確保が困難となることが多い。
- ・災害対応が長期化することにより社会の注目度が低下し、人手の確保が困難になる可能性がある。

(2) 物資

被災ペットの保護管理に必要な物資は、あらかじめ備蓄しておくことが必要です。

しかし、使用期限などから備蓄する事が難しいペットフードや医薬品などの物資については、必要な際には他団体等からの支援が受けられるように、災害の規模や種類ごとに必要な物資の種類や量を想定しておき、災害発生時に速やかに支援を要請する必要があります。

【物資の調達で生じる課題】

- ・全国から寄せられる支援物資は、必ずしも必要としているものに限らないため、集積や分別に大きな労力を必要とする。
- ・企業からの無償支援物資等については、時間の経過とともに有償化していく場合もある。

(3) 運営資金

過去の災害での被災ペットの救護活動については、一部の自治体では予算化されたり、東日本大震災や熊本地震のような甚大な被害が生じた災害では、政府が被災ペット救護施設の設置や運営を支援した例がありますが、多くは全国から寄せられた寄附金によって運営されています。

そのため、発災後は速やかに寄附金を募集する必要があり、寄附金を募集するための口座を事前に開設しておくことが望まれます。

【運営資金等に関する課題】

- ・飼養費、獣医療費、人件費、通信・運搬費、事務費、消耗品費、租税公課、電気・ガス・水道代等の確保は寄附によるが、収支が不安定で予測を立てることが困難なことが多い。
- ・長期化することにより社会の注目度が低下し、運営費の確保が困難になる可能性がある。

(4) 飼い主への対応

飼い主からの依頼で一時的に預かるペットについては、飼い主からの苦情や相談も生じるため、飼い主と緊密なコミュニケーションを取ることが重要なポイントになります。預かる際には、「一時預かり契約書」等を書面で残し、預かり条件や期間等を明確にしておきます。また、預かり期間中の病気や、万が一逸走した場合、ケガをした場合、ケガをさせた場合、人に被害が生じた場合などへの対応については、飼い主による費用負担の検討も含めて明確にしておく必要があります。飼い主とはこまめに連絡を取り、返還への準備状況や引き取りの意志を確認しておきます。飼い主がペットを預けたまま連絡がとれなくなる場合などにも備え、譲渡のための所有権放棄についても、条件を明確にして書面で同意を得ておくなどの対策が必要です。預かり期間が長期化する場合には、意識的に飼い主とペットが接する機会を創出するなど、飼い主の飼養の意識を保つための工夫も有効です。

【飼い主への対応に関する課題】

- ・被災ペットの専用施設が設置されることが、飼い主にとってはペットを預けやすくなる半面、ペットを継続して飼養をする意識の低下を招く可能性がある。
- ・発災から時間が経った後で飼い主が被災ペットの譲渡を決心した(所有権を放棄した)場合、社会の被災者支援意識が減少しているために、譲渡率が下がる傾向がある。特に高齢や持病があるペットではこの傾向が顕著になる。

(5) 被災ペット救護施設の縮小・終了

被災ペット救護施設の規模の縮小や閉鎖はタイミングを見て段階的に行います。仮設住宅で

のペットの飼養が可能になることで、預かっていたペットを飼い主の手元に返すことができるため、最初の規模の縮小は被災者が仮設住宅に入居する時になります。その後は発災から半年後、1年後と、被害規模に応じて時間単位で見直します。

(6) 被災ペット救護施設での飼養管理 ー シェルターメディスンの考え方ー

災害時は、平常時に比べ不十分な施設で多数の動物の管理を行うことになります。施設や物資、人材が整わないことも多く、現場の状況に応じた臨機応変な対応も求められます。動物にとっても非常にストレスのかかる状況であり、動物間における感染症の爆発的な流行が懸念されます。そこで、動物救護施設の環境に特化した獣医療である「シェルターメディスン」の考え方に基づき、飼養管理を行うことになります。

シェルターメディスンは米国で発展した学問で、動物保護施設等で多数の動物を健康で安全に飼養管理するための獣医療のことです。その守備範囲は広く、動物間における感染症の予防や治療はもとより、アニマルウェルフェアを基本とした施設の設計や管理、ストレスや問題行動を軽減する飼養管理、施設に関わるスタッフやボランティアの管理、譲渡希望者とのマッチングなど多岐にわたります。

また、シェルターメディスンは群管理が基本であり、個体の治療を優先する一般の動物病院での獣医療と異なります。災害時は多数の獣医師やボランティアが関わることから、施設側で動物の治療方針や管理方法をきちんと定め、獣医師やボランティアが変わっても一貫した治療や管理が行われるよう配慮する必要があります。

(参考資料2：シェルターメディスンに基づく被災動物の群管理指針)

參 考 資 料

自治体等による被災ペット救護施設の事例

これまでの災害で利用された、自治体等による様々な被災ペット救護施設の事例を以下に紹介します。

紹介事例

飼い主の飼養環境整備のための支援

- 避難所における飼養施設の提供

被災ペット救護施設

- 既存施設を利用した場合

- ・動物管理センター等を使用

- 新設の場合

- ・応急仮設施設の設置
 - ・プレハブ等による救護施設の設置
 - ・施設改修による救護施設の設置

なお、施設整備計画を検討する際の参考とするために施設を形態別に分類し、施設の設置に係る時間、費用、活動期間等について、以下の（1）～（6）の項目に整理しました。

なお、状況が不明確な場合については「不明」もしくは記載していない場合があります。

記載項目

- (1) 施設の概要
- (2) 用地の確保
- (3) 費用負担と主な財源
- (4) 取得手続き等
- (5) 救護施設の運営管理
- (6) 課題

飼い主の飼養環境整備のための支援

避難所におけるペットの飼養施設（テント）の提供事例 (新潟県中越大震災)

事例 同行避難ペットの飼養場所としてテントを設置

新潟県中越大震災時に避難所の運営側が全く準備をしていない中、避難所にペットを同行して避難した例があり、一部の避難所にテント（学校などで使われるもの）を設置し、ペットの飼養保管場所としたもの。

テントは、学校や会社などが所持しており、軽トラックと数名の人員で設置や撤去が可能である。大規模施設化するのは難しいが、必要に応じて複数設置することも可能である。

テントには防風防寒のためブルーシートで横幕を張り、ケージ等を置く床面に“すのこ”を敷くことで雨水から動物たちを守った。

テント内のケージにはそれぞれ南京錠をつけ、動物の管理はあくまでも同行避難した飼い主が自ら行う方法とした。

(1) 施設の概要

- 設置主体：新潟県動物愛護協会、(社) 新潟県獣医師会
- 施設の取得方法：動物愛護協会の会員が手持ちのテントを提供
- 施設の規模：2間（3.6m）×3間（5.4m）サイズの学校用テント2基
- 設置期間：平成16年11月5日～平成16年12月5日
- 設置場所：長岡市新産体育館敷地内（避難所敷地内）

(2) 用地の確保

- 避難所の設置主体である長岡市の用地。新潟県動物愛護協会、獣医師会有志が協議し、ペット同行避難者のための施設として設置したもの。

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担
 - ・ テントの貸し出し、搬送等：動物愛護協会会員が無償で実施。
 - ・ ブルーシート、すのこ、ケージ、その他飼育用消耗品類：県動物愛護協会による購入と獣医師会会員による持ち寄り。

■主な財源

動物愛護協会が負担した費用は、新潟県動物救済本部が立ち上がり募金が集まつた後に、動物救済本部が補填した。

(4) 取得手続き等

なし

(5) 救護施設の運営管理

① 常勤スタッフ・施設の運営

基本的には同行避難していた飼い主による自主管理としたが、新潟県で初めて行うことであり、どんなトラブルが起きるかわからないため、昼間の数時間は動物愛護協会の会員が交代で詰め、避難者への説明や必要物資の補充、県の動物保護管理センターへの連絡調整を行つた。

テントであり施設自体には施錠できないため、安全性を担保する観点から、各々のケージに南京錠をつけ、飼い主に鍵を預け、他者が勝手にケージから動物を出すことができないように配慮した。

② 動物愛護協会、獣医師会の役割

設置当初に、動物愛護協会のスタッフがペット同行避難者に声をかけ、施設利用のルールや困った際の相談先などを説明した。そのうえで、毎日交代で避難所へ行き、困りごとや不足している物資がないかを確認した。

獣医師会は、飼い主からペットの健康相談を受けるとともに、必要に応じて混合ワクチンを接種した。

(6) 課題など

- 設置時期が11月上旬から12月上旬であったために、横幕としてブルーシートで保護してもテント内は寒かった。
- 12月中旬以降は、さらなる寒さと降雪が予想されたため、新潟県の場合は厳冬期のテントでの対応は困難と思われた。また、台風などの強風時は、テントをたたんで動物を避難させることも必要になると感じた。
- テント内には電灯がないため夜間は懐中電灯だけで世話をしなければならず、不便であった。



テント（ペットハウス）外観①



テント（ペットハウス）外観②



内部の様子



入口の表示



準備した物資



飼い主と犬

飼い主の飼養環境整備のための支援

避難所におけるペットの飼養施設（ユニットハウス）の提供事例（東日本大震災）

事例 同行避難動物の飼養場所としてユニットハウスを設置

東日本大震災の際に、多数の方が犬猫を同行して福島県から新潟県に避難した。その際に設置された避難所の一部ではペットを保管する適当な場所がなかったため、ユニットハウスをレンタルして、ペットの飼養保管場所とした。

ユニットハウス内の動物の管理は飼い主が自ら行うこととし、避難所設置者や新潟県動物救済本部はあくまでも避難者のサポート役であった。

(1) 施設の概要

- 設置主体：新潟県新発田市（避難所を運営している市）
- 施設の取得方法：リース契約（市とリース会社との賃貸借契約）。
- 施設の規模：ユニットハウス（ $5.4m \times 2.4m = 13m^2$ ） 2基
- 設置期間：2011年3月17日～2011年8月上旬（約5ヶ月間）。
- その他：3月17日から4月18日は1基ずつ2カ所の一次避難所敷地内に設置。

4月18日から8月は、温泉街の旅館を二次避難所として利用したため、温泉街の公園（月岡カリオンパーク）にユニットハウスを2基移動し、ペットの飼養施設として利用した。

(2) 用地の確保

- 一次避難所は、市の施設であり敷地内に設置。
- 二次避難所となった温泉街では、市有地である公園（月岡カリオンパーク）の敷地内に設置。

(3) 費用負担と主な財源

■ 費用負担

ペット用ユニットハウスは新発田市が避難者のために設置した施設であり、当初は災害救助法の適用を受けるつもりで国に申請したが、国の審査で認められなかったことから、新潟県動物救済本部がリース料を負担することとなった。

■ 施設費用内訳

リース料金：668,850円

(5ヶ月分総額、ユニットハウスとエアコンの設置、撤去費用込み。)

- ・3月中旬から4月中旬は1基ずつ2カ所の避難所に設置。
 - ・4月から8月は二次避難所となった温泉旅館街の公園に2基を設置。
 - ・5月1日から8月の撤去まではエアコンもリースして設置。
- その他費用
- ・新発田市が負担(避難所管理者):設置に係る電気工事費(数万円)、電気料金(数千円/月)、ユニットハウス内の棚、日除けの遮光ネット、飼養者用の鍵、二次避難所(月岡カリオンパーク)における屋外給排水工事及び水道料金など(一次避難所では避難所内の水道を使用)。
 - ・新潟県動物救済本部が支給:飼育ケージ、餌、飼育用消耗品類。

(4) 取得手続き等

■設置と撤去

ユニットハウスは、設置や撤去にかかる時間が短く、エアコンを設置すれば冷暖房が可能で、大規模施設化するのは難しいが、10~20m²程度なら大きさを選ぶことができ、必要に応じて複数設置することも可能である。平らな場所であれば基本的にリース会社がトラックで運んで置くだけであり、設置や撤去はリース会社に任せることができる。リース会社に在庫があれば、数日以内に設置が可能である。

夜間の利用を考えれば設置後に電気を引く必要があるため、設置者は、電力会社に連絡し、電気工事や契約をしなければならない。

■ユニットハウスの設置に関する許可関係

非常災害時の応急仮設建築物であり、設置期間が3ヶ月以内の場合は建築基準法第85条の規定により手続きは不要である。

なお3ヶ月を超える場合は、設置場所を管轄する特定行政庁(概ね人口10万人以上の市、それ以下の場合は県)による仮設建築物の設置許可が必要である。

また許可を取った場合は、撤去時に特定行政庁への報告が必要になる。

(5) 救護施設の運営管理

① 常勤スタッフ

常勤スタッフは置かず、ペット用ユニットハウスを利用する避難者が自らの責任において管理した。利用する飼養者全員に鍵を預け、ユニットハウスを施錠管理することにより、飼養者以外が動物に手を出すことができないように安全管理を行った。

② 動物救済本部の役割

動物救済本部を構成する県の動物保護管理センターが窓口となり、飼養者や避難所スタッフから連絡を受け、必要に応じて飼育用消耗品等を補充した。

(6) 課題など

■新発田市担当者の感想

- ・猫に負担がかかるので犬とは別のユニットハウスにしてほしいとの要望があったが、一次避難所では1基しか設置しなかったために応えられなかった。
- ・ケージでの飼養が条件であったが、それが難しい飼い主は車中での飼養を選択していた。
- ・ユニットハウスは屋外にあるため、飼い主が昼夜問わずペットを連れだすことができるなど、自由度の高い方法だと感じた。
- ・ホワイトボードでの情報交換は、情報伝達や要望確認の面で大変有用であった。
- ・飼い主やボランティアの方に清掃や餌の補充をしてもらっていたため、日常の管理はごみの処分程度で1日に2回ほど見回れば十分なために、市役所としての職員の負担が非常に少ない方法であった。
- ・市役所職員は動物の素人なので動物救済本部や動物保護管理センター、ボランティアの方々から支援やアドバイスをいただき、大変に助かった。

一次避難所に併設（避難所に1棟）



外観（新発田カルチャーセンター）



内部



外観（サンビレッジ）



内部

二次避難所（犬用と猫・ウサギ用の2棟）



外観（月岡カリオンパーク）



水道を設置



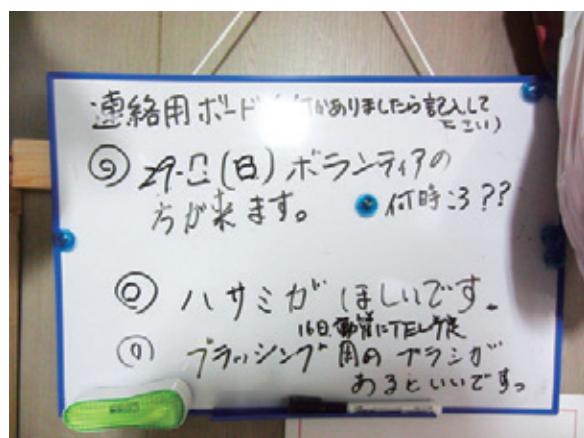
遮光ネットを設置



エアコンを設置



内部



連絡用ホワイトボード

被災ペット救護施設：既存施設を利用した場合

動物管理センターや獣医師会会員の病院を活用した事例 (東日本大震災)

事例 仙台市の保護動物収容と一時預かりのための被災ペット救護施設

東日本大震災において仙台市動物管理センターと仙台市獣医師会は、新たに施設を設置しない方向で調整し、被災ペットの一時預かりについては市内の獣医師会会員の52病院が受け入れた他、被災して放浪状態となった動物や、負傷した動物を保護収容するための施設としては仙台市動物管理センター（宮城野地区）を活用した。

仙台市動物管理センターでは、平成23年3月から平成24年9月までに、保護されたペットと、飼養が困難となり引き取ったペットを、最大時には犬41頭、猫250頭、延べ2380頭を収容した。

また、仙台市内の獣医師会会員である52の病院においては、発災後から平成23年9月10日までに犬120頭、猫58頭を一時預かりした。一時預かりに係る費用は1頭1日1000円として対策本部が負担した。なお、一時預かりしたペットの中には、仙台市内だけでなく、福島県の飼い主から預かったペットも含まれる。

表1 仙台市における放浪・負傷等の保護と飼い主から引き取った動物の総収容頭数

	平成23年										
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
犬	39	41	28	23	32	33	26	27	19	15	
猫	6	92	237	177	106	129	96	93	43	14	

	平成24年									合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	34	22	15	15	20	15	6	13	9	432
猫	9	22	20	74	250	183	141	153	103	1,948

表2 市内動物病院における飼い主からの一時預かり頭数

	合計（震災後～平成23年9月10日）
犬	120
猫	58

(1) 仙台市動物管理センターの概要

- 設置主体：仙台市
- 施設の規模：
 - (面積)
 - ・飼養室 犬：220m² (32区画)
猫：66m²
 - ・隔離室 犬：20m² (1部屋)
猫：10m² (1部屋)
 - ・治療室 36m²
 - ※現時点の運用状況であり、震災当時とは異なる
 - 被災ペット救護施設としての稼働期間：平成23年3月～平成24年9月（約1年6ヶ月間）

(2) 用地の確保

- 仙台市動物管理センターとして使用されていた施設であり、用地は仙台市が所有している。

(3) 主な財源

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部からの寄附金の配布と、独自に集めた義援金で確保した。義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシ、動物病院での募金箱の設置により行い、義援金の総額は2700万円だった。これらは全て対策本部が実施する救護活動に充当した。

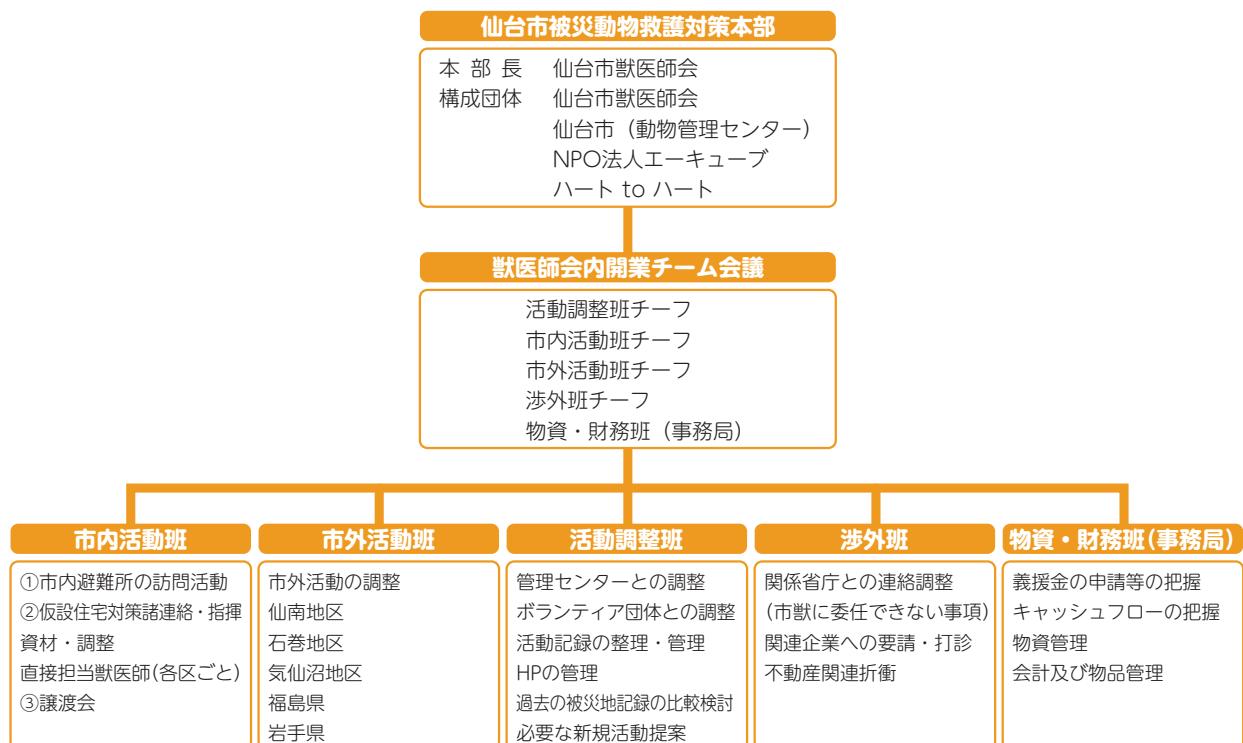
(4) 救護施設の運営管理

仙台市では、既存施設の仙台市動物管理センターが従来業務を継続する形で動物救護にあたるとともに、市獣医師会の夜間救急動物病院や会員動物病院などを有効利用して、実効性のある対応を行った。

また、既存施設の仙台市動物管理センターでは、平時から行ってきたボランティアの協力で、ペットのストレス解消のための散歩や基本的なしつけ、シャンプーやトリミングを実施すると共に、民間企業から定期的な動物舎の徹底消毒の支援を受けるなど、収容動物の病気の発生や蔓延を防ぐための対応がとられた。

組織体制は以下の通り。

仙台市被災動物救護対策本部組織図



■ ボランティアとの協働

仙台市では、平常時から連携のある動物愛護団体（対策本部の構成団体）の代表に口頭で協力を依頼し、団体会員を招集した。また、動物管理センターや動物愛護団体に対し直接、電話や郵便、メールで参加の希望があった場合には、連携するボランティア団体の会員になってもらい、保険加入や役割等は当該団体のルールに従うこととした。なお当該団体の会員にならず、ボランティア保険への加入により活動してもらう事例もあった。

ボランティアは、被災動物の散歩やしつけ、シャンプー・ブラッシング等に延べ790名、被災者の飼養動物の一時預かりに3名が従事した。

■ その他

〈不妊去勢措置の実施〉

動物管理センターに収容しているペットのうち、譲渡対象の一部の動物には不妊去勢措置を行った。これは、譲渡が容易になり、かつ譲渡後の確実な繁殖制限が可能となると判断したことによる。不妊去勢手術は協力動物病院で行い、経費は病院が負担した。

また、対策本部を構成するボランティア団体が、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する不妊去勢措置に係る費用を助成した。1頭あたりの助成費用は、犬メス30,000円、オス20,000円、猫メス10,000円、オス5,000円で、助成額を超える場合は飼い主負担とし、手術後に口座振込みで支給した。なお、助成に充てた予算総額は30万円であった。

〈ワクチン接種等の実施〉

動物管理センターと動物病院に収容したほとんどのペットに対し、狂犬病予防ワクチンの接種、混合ワクチンの接種、ノミ・ダニの駆除、フィラリアの予防措置（狂犬病とフィラリアは犬のみ）を行った。これらの処置は動物管理センターと動物病院が無料で実施した。

なお、避難所やプレハブ仮設住宅等に飼い主と避難しているペットに対しては、「どうぶつと家族を結ぶ手帳*」の提示により、無料で同様の予防措置を行った。

*仙台市救護対策本部では、仮設住宅でのペット飼養者に「仮設住宅におけるペット飼養届け」の提出を依頼して飼養状態を調査し、届けが提出された世帯には「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布した。

〈広報活動〉

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動は、インターネット、TV、ラジオを活用し、市外への避難者も含めて広く行った。また、避難所にはポスターやチラシを掲示し、仮設住宅の入居者に対しては、被災者向けの郵送物や自治体の広報誌を活用し、入居説明会ではチラシを配布した。

〈返還〉

動物管理センターに保護収容されたペットのうち、平成23年3月11日から平成24年3月31日の間に元の飼い主に返還されたペットは、犬192頭、猫9頭だった。一方、飼い主から一時預かりをしていたペット（犬120頭、猫58頭）は、ほとんどが飼い主に返された。

なお、仙台市（行政）は、飼い主への返還が進むように、マスコミを利用して写真をTVで放映し、雑誌に掲載したほか、避難所に写真入りの情報を掲示した。また、ボランティアを通じて、ツイッター等で情報を流し、加えて失踪届との照合を綿密に実施するなどの対応を行った。

〈所有権放棄〉

平成23年3月11日から平成24年3月31日までに所有権が放棄されて動物管理センターに引取られたペットの数は犬61頭、猫70頭だった。犬の飼い主が引き取りを求めてくる理由として多かったのは「飼い主が病気や怪我などで飼養することが困難なため」「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」だった。

〈譲渡〉

飼い主不明または所有権が放棄されたペットのうち、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に、新たな飼い主に譲渡されたペットは、犬173頭、猫379頭だった。飼い主が判明しないペットを譲渡するにあたって、発災当初は1ヶ月のホームページ（HP）掲載期間中に飼い主が現れない場合を譲渡対象としたが、その後は従来のルールである、「1週間を過ぎても飼い主が現れない場合」を譲渡対象とした。

譲渡を促進するために、動物管理センターで譲渡会を概ね毎月開催（平常時から譲渡会を開

催)し、譲渡対象動物を写真入りでHPに掲載し、写真入りのチラシやポスターを作成し、動物管理センターや動物病院に掲示・配布した。さらに、積極的にマスコミを利用し、TVやラジオ・雑誌で対応状況を訴えたほか、県外のボランティア団体に譲渡への協力を依頼した。

なお譲渡にあたって譲渡対象者等には、譲渡チェックリストの記載と講習の受講を義務付けた。また保護動物の場合は、飼い主が現れた場合は原則として返還することや、終生飼養、適正飼養、避妊去勢手術の実施等に関する誓約書へのサインと押印を条件とした。

(5) 課題

- ・被災ペット救護施設での被災動物の保護・収容においては、収容能力の確保に務める必要がある。仙台市動物管理センターでは、犬の場合は譲渡会を通じて、また猫の場合は臨時譲渡やボランティア譲渡を行うことで収容能力の維持に努めた。
- ・一時預かりにおいては、預かり期間が長期化する恐れがあるため、予め基準を定めておくなどの対策が必要となる。一時預かりをした獣医師会会員の病院では、一時預かりの期間の基準を1ヶ月単位としていたため、長期化することは少なかった。
- ・被災状況や既存施設(動物管理センター、動物病院)の臨時預かりの許容数を考慮した上で、仙台市では新規に臨時救護施設を設置する必要性はないと結論づけた。新規に臨時救護施設を設置することに比較すれば、動物病院等の既存施設は費用面、設備面、体制等、あらゆる面ですぐれているといえる。ただし、動物病院等での預かりが長期化する場合には、決して広くはないケージでの飼養になり、運動などのエンリッチメントを提供することが難しい場合もあるため、その対策を予め検討しスタッフが周知している必要がある。
- ・多数の動物が保護され預けられている状況では、引き取り手のない動物が増えることも考えられる。既存施設や動物病院の収容予備能力を維持するためにも、発災後の早期からの譲渡への取り組みがきわめて重要となる。



仙台市動物管理センターにおけるペット収容の様子

被災ペット救護施設：既存施設を利用した場合

動物保護管理センターと協力動物病院での一時預かりの事例 (新潟県中越大震災)

事例 新潟県中越大震災で実施した一時預かり

新潟県中越大震災による家屋の損壊等により被災者本人による飼養が一時的に困難となった犬、猫、うさぎ等のペットを対象として、新潟県と（社）新潟県獣医師会が協力し、被災動物の一時預かりを実施した。

併せて、全村が避難し無人となった地域を放浪していた猫も可能な限り保護収容し、飼い主への返還と譲渡を行った。

2004年10月から2006年11月までの間に一時預かりや保護収容した頭数は、犬85頭、猫184頭、ウサギ1羽、ハムスター2頭、プレーリードッグ1頭の計273頭であり、2004年12月のピーク時には178頭を保護収容していた。（表1、表2）

これらの動物のうち、約20頭の猫が飼養中に病死したものの、その他の動物については、200頭近くが飼い主に返還され、残る50頭以上も全て新しい飼い主に譲渡された。

表1 新潟県中越大震災受入動物総数

受入動物	犬	ねこ	その他	合計
収容数	85	184	4	273

表2 うち、協力動物病院預かり数

受入動物	犬	ねこ	その他	合計
預かり数	42	83	0	125

一時預かりのしくみ

発災当初、動物保護管理センターのみで一時預かりを開始したが、通常業務と併せての実施であり、いずれニーズに対応できなくなることは明らかであった。そこで、（社）新潟県獣医師会と協議し、無償で一時預かりに協力する「被災動物一時保管協力動物病院」を募り、「新潟県中越大震災被災動物一時保管実施要領」を定め、動物保護管理センターだけでなく、協力動物病院においても一時預かりができる仕組みをつくった。63の動物病院から協力の申し出があり、5か所の動物

新潟県中越大震災の一時保管の流れ

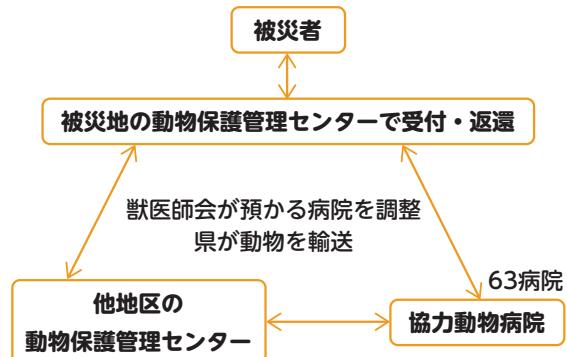


図1 一時保管の流れ

保護管理センターと協力動物病院で分散して預かることで、多数のペットに対応した。

被災地を所管する3か所の動物保護管理センターが受付窓口となり、県庁が各センターの収容数の調整を図り、必要に応じて獣医師会に協力を要請し、各センター職員が預かった動物を協力動物病院へ輸送した。(図1)

また、動物保護管理センターでは、保護した動物や一時預かりのための飼育スペースが不足したことから、被災地の動物保護管理センターに4基のユニットハウスを設置し、飼養保管能力を補った。

動物保護管理センターに設置したユニットハウスの概要

- 設置主体：新潟県中越大震災動物救済本部
- 施設の取得方法：リース契約
- 施設の規模：ユニットハウス ($5.4m \times 2.4m = 13m^2$)、電灯、エアコン付き
1基は水道を引き、給湯器を設置。
- 設置場所：中越動物保護管理センター 2基
魚沼動物保護管理センター 1基
県央動物保護管理センター 1基
- 設置期間：2004年12月～2007年3月
- 費用負担：新潟県中越大震災動物救済本部

課題など

- メリット
 - ・動物病院の活用は新たな施設を建設しないため、建設費が不要。
 - ・動物病院の協力が得られれば短期で始められる。中越大震災時は、獣医師会に協力を求めてからシステムとして動き始めるまで約半月で実施した。
 - ・新たに常勤の職員を雇用する必要がなく、数多くのボランティアは不要。
- 被災者のニーズ
 - ・一時保管動物病院は被害のなかった地域にあり、被災地から離れているため、なかなか会いに行けないとの声があった。
- 一時保管協力動物病院
 - ・無償ボランティアであり、動物病院の負担が重い。
 - ・預けている被災者が面会に来ないと、モチベーションを保ちにくい。
 - ・預かっている動物が体調を崩した際に飼い主に連絡が取りにくい。
- 動物保護管理センター
 - ・収容動物の数が通常よりかなり多くなるうえ、一時預かりの調整、輸送業務があり、動物の出入りも多く、負担が大きい。
- 県、獣医師会
 - ・一時預かり施設の調整が煩雑。



動物保護管理センターに設置したユニットハウス

被災ペット救護施設：新設の場合

応急仮設（ビニールハウス式）被災ペット救護施設の事例 (阪神淡路大震災)

事例 阪神淡路大震災の保護動物収容のためのビニールハウス式応急仮設

(1) 施設の概要

- 設置主体：兵庫県南部地震動物救援本部（神戸支部）
- 施設の取得方法：無償提供？
- 施設の規模：ビニールハウス
 - (面積) : 120m²
 - ・猫舎 区分なし
 - ・犬舎 区分なし
 - ・事務棟 神戸市動物管理センターの事務所活用
- 設置期間：平成7年1月26日～平成7年5月13日（約3ヶ月間）

(2) 用地の確保

- 神戸市動物管理センター内に設置した。

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：現地本部負担
- 施設費用内訳（税抜き）：不明
- その他費用：不明

(4) 取得手続き等

- 建設許可関係：不要
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
 - ・撤去のみ

(5) 救護施設の運営管理

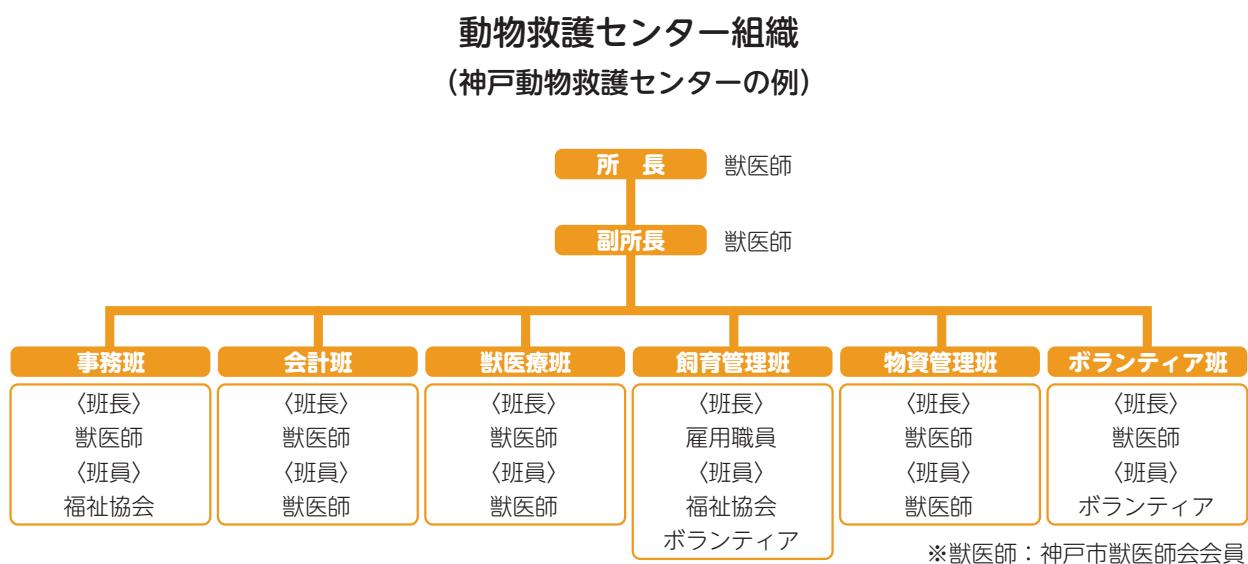


図1 神戸支部の施設運営体制

〈その他参考〉



図2 設置エリア



飼養状況①



飼養状況②



飼養状況③



入口



物資

被災ペット救護施設：新設の場合

プレハブ式被災ペット救護施設の事例① (阪神淡路大震災)

事例 阪神淡路大震災の被災ペット収容のためのプレハブ式臨時施設

(1) 施設の概要

- 設置主体：兵庫県南部地震動物救援本部（神戸支部）
- 施設の取得方法：救援本部が設置
- 施設の規模：動物舎 3棟
(面積)
 - ・敷地面積 1,400m²
 - ・動物舎 940m²
 - ・事務棟 神戸市動物管理センターの事務所を活用
- 設置期間：平成7年5月13日～平成8年5月29日（約1年間）

(2) 用地の確保

- 神戸市動物管理センター隣接の神戸市所有地に設置した。

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：現地本部負担
- 施設費用内訳（税抜き）：不明
- その他費用：不明

(4) 取得手続き等

- 建設許可関係：不明
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
 - ・撤去のみ

(5) 救護施設の運営管理

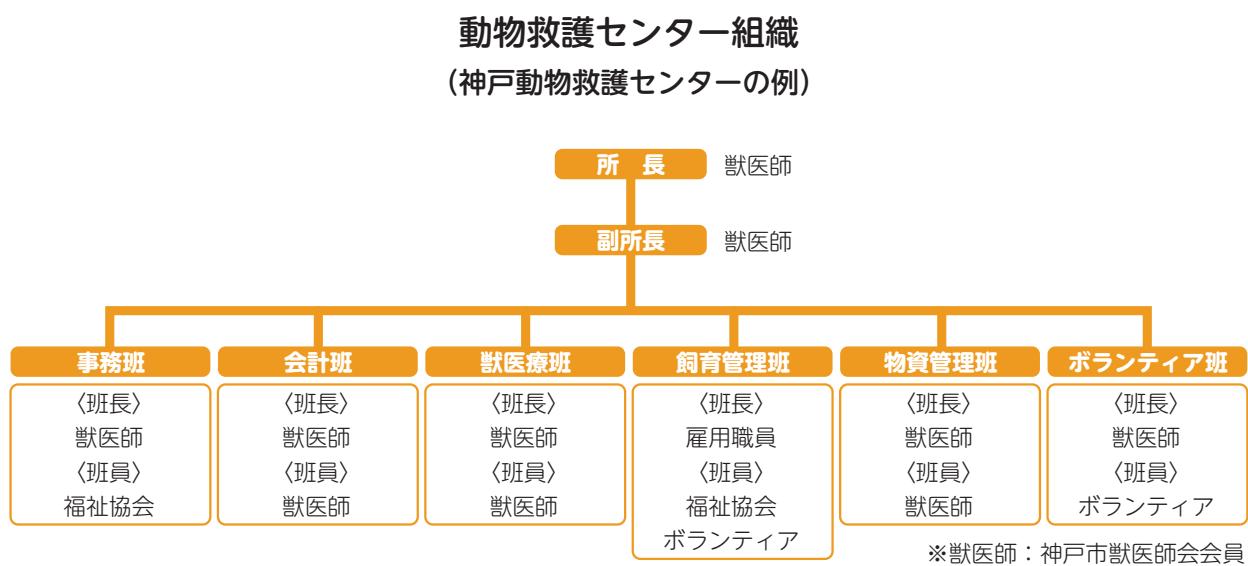


図1 神戸支部の施設運営体制

〈その他参考〉

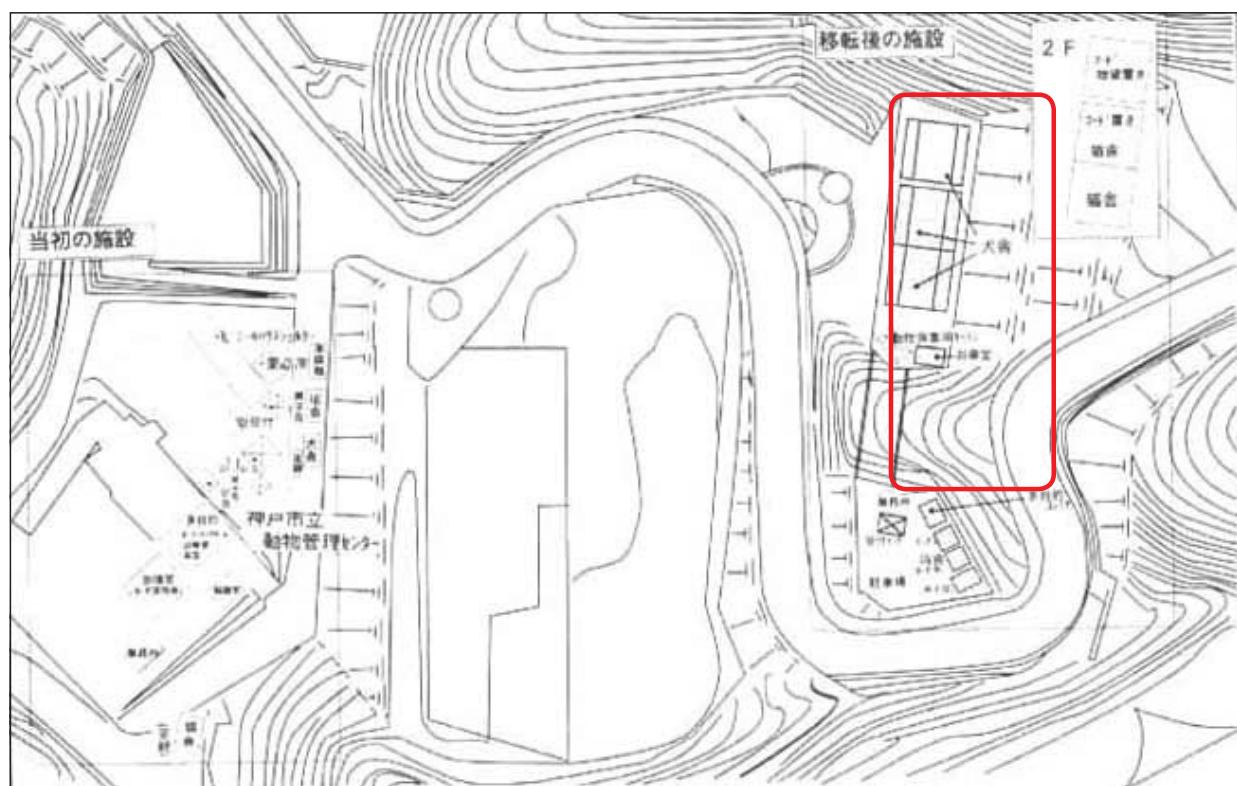


図2 設置エリア



施設外観①



施設外観②



施設内部



パドック

被災ペット救護施設：新設の場合

プレハブ式被災ペット救護施設の事例② (阪神淡路大震災)

事例 阪神淡路大震災の被災ペット収容のためのプレハブ式
(一部コンテナを含む) 臨時施設

(1) 施設の概要

- 設置主体：兵庫県南部地震動物救援本部（兵庫県支部）
- 施設の取得方法：救援本部が設置
- 施設の規模：猫舎1棟、犬舎2棟、事務棟
(面積)
 - ・施設面積不明（敷地面積は1,500m²）
 - ・猫舎 不明（コンテナ1棟）
 - ・犬舎 不明（パドック付プレハブ2棟）
 - ・事務棟 不明（プレハブ）
- 設置期間：平成7年7月31日～平成7年11月30日（約4か月間）

(2) 用地の確保

- 三田市農業協同組合から無償貸与

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：現地本部負担
- 施設費用内訳（税抜き）：不明
- その他費用：不明

(4) 取得手続き等

- 建設許可関係：不明
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
 - ・撤去のみ

(5) 救護施設の運営管理

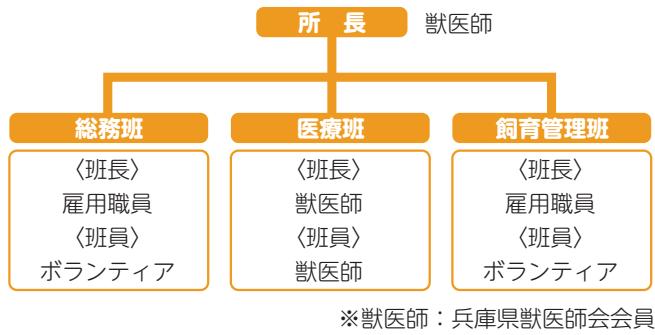


図1 兵庫支部の施設運営体制

〈その他参考〉

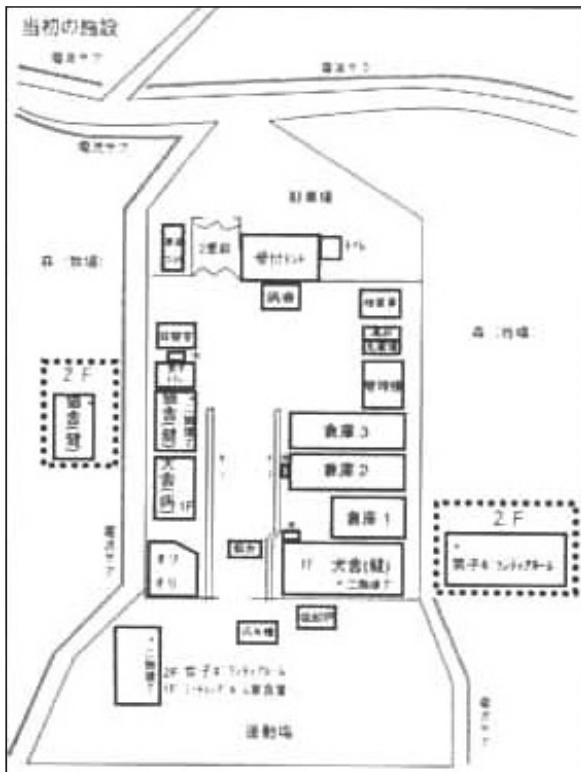


図2 設置当初の平面図

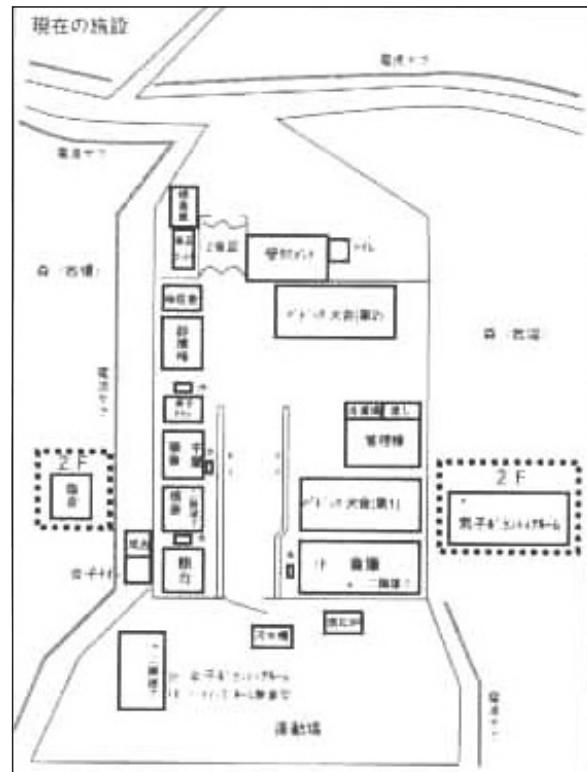
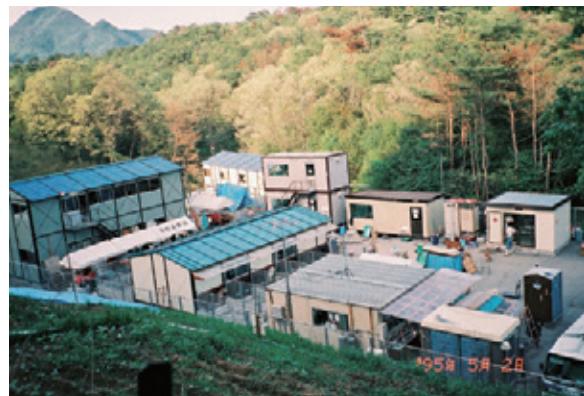


図3 改修後の平面図



設置当時の外観



改修後の外観



施設入口



事務所



施設内部



パドック



パドック付プレハブ

被災ペット救護施設：新設の場合

プレハブ式被災ペット救護施設の事例 (東日本大震災)

事例 福島県避難指示区域内の保護動物収容のためのプレハブ式臨時施設

東日本大震災において避難指示区域内の放浪ペットを保護収容するために設置した施設。

最大で犬、猫合わせて200頭程度が収容できるように設計し、福島県動物救護本部の第2シェルター（田村郡三春町）の敷地内に設置した。

福島県動物救護本部では、当該臨時救護施設と福島県動物救護本部第1・第2救護施設と合わせ、述べ1000頭以上の動物を収容し、300頭以上が飼い主に返還され、残りの動物も全て新しい飼い主に譲渡された。

(1) 施設の概要

- 設置主体：環境省
- 施設の取得方法：リース契約（環境省事業の請負業者とリース会社との賃貸借契約）
- 施設の規模：事務棟1棟、猫舎2棟（最大180頭程度に対応）、犬舎1棟
(基礎、本体、内装、電気、給排水、空調を含む)
(面積)
 - ・ 猫舎 $21.546m \times 7.2m = 115.1312m^2$ (平屋) × 2棟 計 $310.2624m^2$
 - ・ 犬舎 $21.546m \times 7.2m = 115.1312m^2$ (平屋) × 1棟 計 $115.1312m^2$
 - ・ 事務棟 $4.788m \times 7.2m = 34.4736m^2$ (平屋) × 1棟 計 $34.4736m^2$
- 設置期間：平成24年7月25日～平成26年9月30日（約2年2ヶ月間）

(2) 用地の確保

- 用地はパチンコ店の跡地で、福島県が福島県動物救護本部の第2救護施設のために借用した土地。福島県と協議の上、その駐車場スペースに設置した。

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：環境省
- 施設費用内訳（税抜き）
 - リース料金：687,750円／月
 - 建方費 : 23,670,000円

解体費 : 8,090,000円

■その他費用

- ・スタッフ人件費（事務管理者1名、飼養管理者6名、獣医師1名）
- ・施設管理委託費（福島県動物救護本部への再委任）
- ・猫用飼養ケージ（約100基）
- ・プロパンガス：6,000円～20,000円程度／月
- ・汚水処理：500,000円～800,000円程度／回（地権者との協議の結果、浄化槽が設置できなかったため、汚水をタンクに貯水し、産業廃棄物として処理）
- ・建築許可申請書の提出にかかる申請書代理業務委託費用（一級建築事務所以外の提出が認められないため）

※事務机、ロッカー、洗濯機等は東京都動物救援センターからの提供物品

(4) 取得手続き等

■プレハブに係る建設許可関係

建築許可：許可申請書（仮設建築物等）

提出先：福島県県中建設事務所

申請者：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長

事業請負業者 代表

応急仮設建築物の存続期間：基本1年間（延長手続きにより最大2年程度まで可能）

（実際の使用期間：平成24年7月25日～平成26年9月30日（約2年2ヶ月）

再延長の可能期間：平成26年9月30日（再延長手続きに係る費用が発生）

〈応急仮設設置における必要書類（建築基準法第85条第2項を適用）〉

- ・事前届出書
- ・図面（配置図、平面図、立面図）
- ・建設趣旨書
- ・建築基準法チェックリスト
- ・工程表
- ・構造検討書
- ・許可届出書（仮設建築物等）
- ・防火対象物使用開始届出書

※これらは一級建築事務所からの提出を求められる場合がある

〈防火対象物使用開始届出書〉

提出先：郡山地方広域消防組合 田村消防署長

申請者：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長

事業請負業者 代表

- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
 - ・簡易基礎のため原状回復の必要あり
 - ・建築許可における福島県県中建設事務所への建築物除去の報告
 - ・地権者代表との原状回復に関する誓約書（誓約者：福島県動物救護本部 本部長）

(5) 救護施設の運営管理

① 常勤スタッフ

設置したプレハブの仮設救護施設は、福島県動物救護本部第2救護施設の敷地内にあり、その多くが共用部分となることから、運営管理についても福島県動物救護本部の管理体制の下に実施することとした。管理体制は以下の通り。

- 統括責任者：福島県獣医師会会長
- 涉外・広報責任者：福島県動物救護本部長
- 事務管理部門責任者：福島県動物救護本部 チーフ1名 副チーフ1名
- 医療担当部門責任者：福島県獣医師会 チーフ（専任）1名
- 飼養・管理部門責任者：犬チーフ1名＋スタッフ 猫チーフ1名＋スタッフ

これらの管理体制に、事務管理部門にチーフ1名、飼養・管理部門のスタッフ6名を配置し、設置された臨時救護施設の運営管理の事務を行うとともに、救護施設に収容された保護動物の飼養と健康管理をする体制を整備した。

② ボランティアとの協働

ボランティアは福島県動物救護本部のウェブサイトで常に募集し、常時数名から数十名の協力を得た。

③ その他

福島県動物救護本部のウェブサイトでは、事務管理部門が「シェルター通信」を概ね毎日更新し、動物の様子や救護施設の活動、譲渡状況等を発信し、関心を持つ方に対して情報を提供した。



福島県動物救護本部ウェブサイト

(6) 課題

- ・設置までの手続きに2ヶ月以上を要した。
- ・猫では繁殖による第二世代の動物も保護されるなど、飼い主不在の動物が多く飼養されたことから、馴化して譲渡するまで時間がかかり、施設の運営が長期化した。



外観



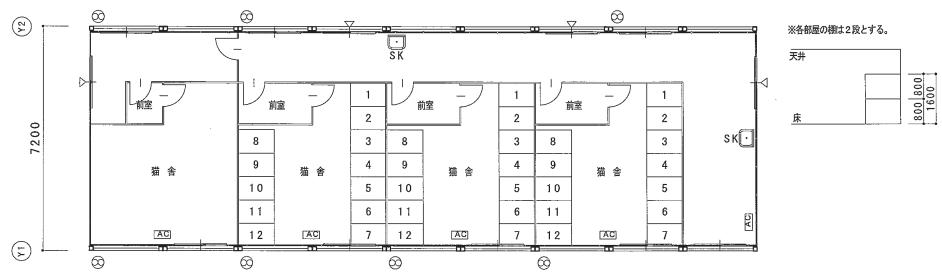
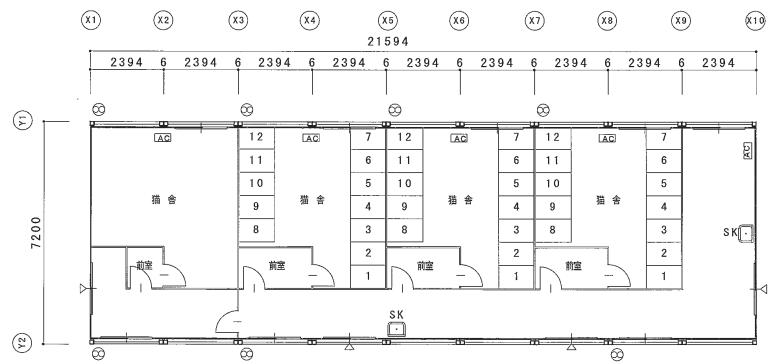
逸走防止処置（猫舎内）



飼養状況（猫舎）

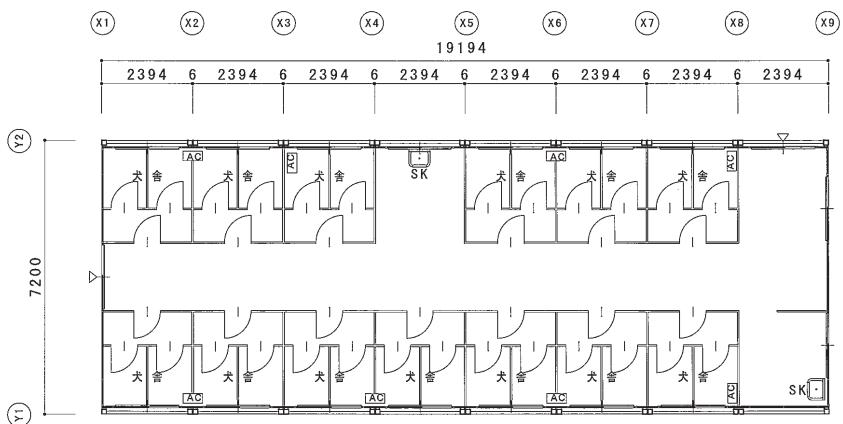


逸走防止処置（犬舎内）



1階平面図 S : 1/100

平面図 (猫舎)



1階平面図 S : 1/100

平面図 (犬舎)

被災ペット救護施設：新設の場合

施設改修による被災ペット救護施設の設置事例① (東日本大震災)

事例 福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設 (倉庫改修)

■ 警戒区域の設定に伴う動物保護の経過

平成23年4月22日、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当該発電所から半径20km圏内の区域が警戒区域に設定された。この区域から持ち出せる物に制限が課せられ、食品や家畜等の生物は持ち出しが禁止された。このため、警戒区域内に取り残されたペットの救出を求める世論が高まり、ペットの警戒区域外への持ち出しのための対策を環境省と福島県が担うこととなった。

■ 警戒区域内の被災ペットの保護と管理

福島県は、警戒区域内に取り残されたペットの救出を要望する多くの国民の声に対応するため、警戒区域内における放置犬等に関する実態調査とその保護を平成23年4月28日から5月2日にかけて先行的に実施した。

一方、環境省は、当該区域からのペット持ち出しが早期に実現できるように検討を進めた。その結果、被災者の警戒区域への一時立入りに合わせてペットを救出する作業が導入され、福島県が主体となって保護活動を実施した。また他の自治体の協力を得ながらの被災ペット等の一斉捕獲なども行い、平成27年8月までに犬463頭、猫545頭の計1,008頭を保護している。

また、福島県は、これらの被災ペットを処分しない方針を定め、保護された被災ペットは、同県が構成員となっている「福島県動物救護本部」が管理する収容施設^{*}で飼養管理をしていたが、平成27年12月までには全ての動物が飼い主に返還、または新しい飼い主に譲渡されて被災ペット対策は終了した。

〈※収容施設〉

福島県動物救護本部は、発災後、福島市飯野（貸し工場）と田村郡三春町（パチンコ店跡地）に被災動物の収容施設を設置し、被災した飼い主に代わって被災ペットの飼養と管理を支援した。

(1) 施設の概要

- 設置主体：福島県動物救護本部
- 施設の取得方法：建物賃貸借契約
- 施設の規模：倉庫、事務所及び工場
(面積)
 - ・倉 庫 87.60m² (犬及び猫の飼養管理または物品庫として活用)
 - ・事務所 39.00m² (事務所及び猫の飼養管理施設として活用)
 - ・工 場 265.93m² (犬の飼養管理施設として活用)
- 契約（設置）期間：平成23年4月13日～平成25年3月31日（約1年11ヶ月間）

(2) 用地の確保

- 賃貸借契約による。

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：福島県動物救護本部
- 施設費用内訳
 - 賃 料：150,000円（税込み）／月
- その他費用
 - スタッフ人件費（獣医師1名、事務担当2名、飼養管理担当7名）、光熱水費、医薬材料費、消耗品費、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料（機械警備委託料、一般廃棄物処理料、浄化槽汲取料等）、旅費など。

(4) 取得手続き等

- 建設許可関係
 - 建築許可：既存の倉庫にケージを配置した救護施設であるため、建築基準法に基づく許可または報告等はない。
 - 契約に基づく原状回復の有無やその方法
 - 建物賃貸借契約書に原状回復の記載あり。
- 〈その他の申請関係〉**
- ボランティアが使用する駐車スペースを確保するため、当該仮設救護施設に隣接する工場が保有する駐車場の使用許可申請を提出している。

(5) 救護施設の運営管理

① 常勤スタッフ

獣医師、事務担当及び飼養管理担当者が福島県動物救護本部長と雇用契約を締結している。

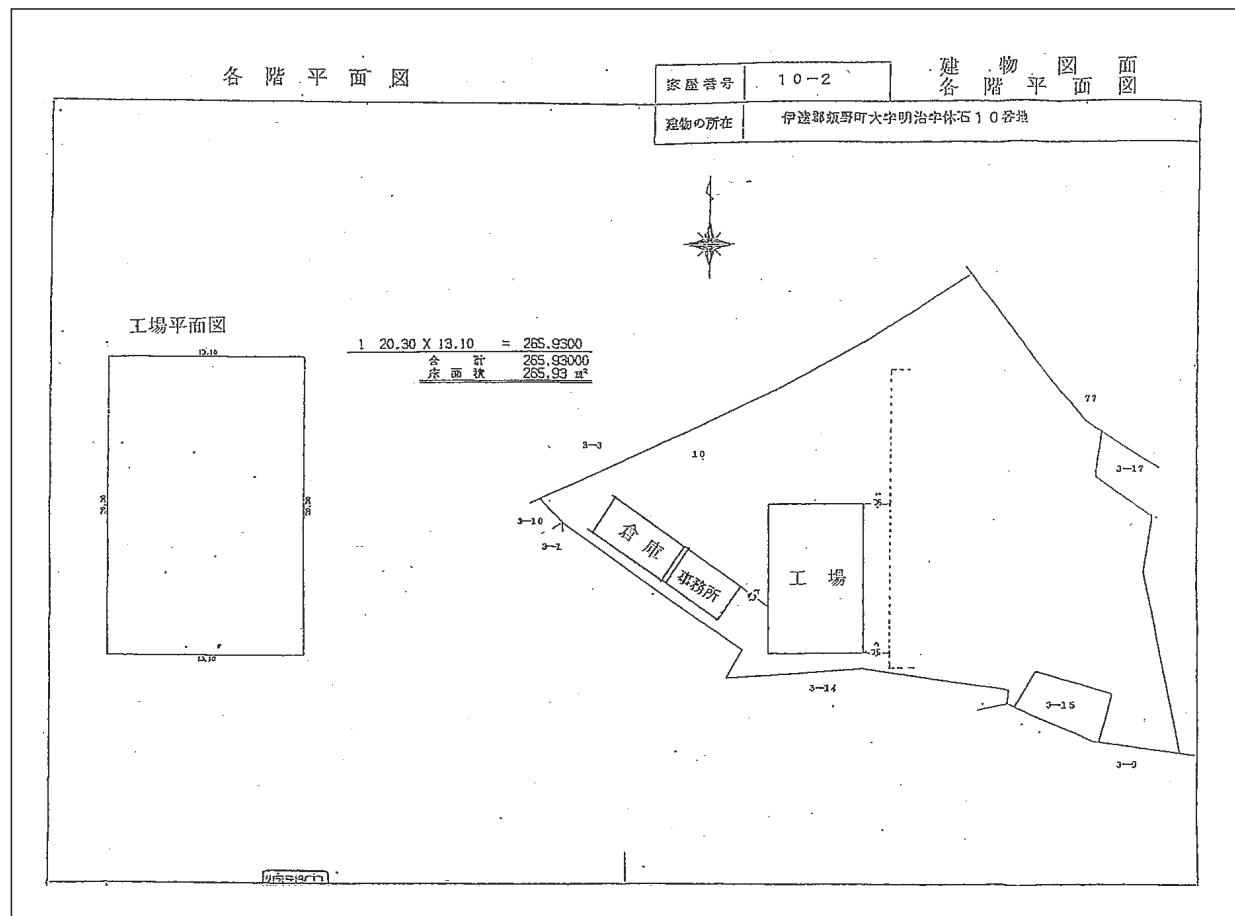
- 統括責任者：福島県動物救護本部長
- 涉外・広報責任者：福島県動物救護本部事務局

- 事務管理部門責任者：福島県動物救護本部事務局
- 医療担当部門責任者：福島県動物救護本部雇用獣医師
- 飼養・管理部門責任者：福島県動物救護本部雇用者のうち、犬及び猫の各チーフ

②ボランティアとの協働

ボランティアについては、福島県動物救護本部のホームページ上で募集し、常時数名から数十名の協力を得ていた。

〈施設平面図（全体）〉





空き工場の状況
(既存の業務用エアコン 2台を活用)



ケージを配置し仮設救護施設
(犬飼養管理施設)として活用



事務所（猫飼養管理施設として活用）



事務所（猫飼養管理施設として活用）

被災ペット救護施設：新設の場合

施設改修による被災ペット救護施設の事例② (東日本大震災)

事例 福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設 (店舗改修)

■ 警戒区域の設定に伴う動物保護の経過

事例：福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設（倉庫改修）と同様

■ 警戒区域内の被災ペットの保護と管理

事例：福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設（倉庫改修）と同様

(1) 施設の概要

- 設置主体：福島県動物救護本部
- 施設の取得方法：建物賃貸借契約
- 施設の規模：店舗、屋根付き駐車場
(面積)
 - 店舗 702.00m² (店舗を改修し犬舎、猫舎及び事務室等を設置)
 - 屋根付き駐車場 823.65m²
- 契約（設置）期間：平成23年7月11日～平成27年12月31日（約4年5ヶ月間）

(2) 用地の確保

- 賃貸借契約による。

(3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：福島県動物救護本部
- 施設費用内訳（税抜き）
 - 賃料：400,000円／月
 - 改修費：40,000,000円

■ その他費用

スタッフ人件費（獣医師1名、事務担当2名、飼養管理担当9名）、光熱水費、医薬材料費、消耗品費、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料（高圧電気設備保守点検委託料、機械警備委託料、一般廃棄物処理料、浄化槽汲取料等）、旅費など。

（4）取得手続き等

〈建築基準法に基づく報告〉

報告書：建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書

提出先：福島県県中建設事務所長

報告者：福島県動物救護本部長

添付書類：改修後の概要図等（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、消防設備図、消防用設備等設置届出書）

〈消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書〉

提出先：郡山地方広域消防組合消防本部消防長

届出者：福島県動物救護本部長

■ 契約に基づく原状回復の有無やその方法

建物賃貸借契約書に原状回復の記載あり。

（5）救護施設の運営管理

① 常勤スタッフ

獣医師、事務担当及び飼養管理担当者が福島県動物救護本部長と雇用契約を締結している。

■ 統括責任者：福島県動物救護本部長

■ 涉外・広報責任者：福島県動物救護本部事務局

■ 事務管理部門責任者： //

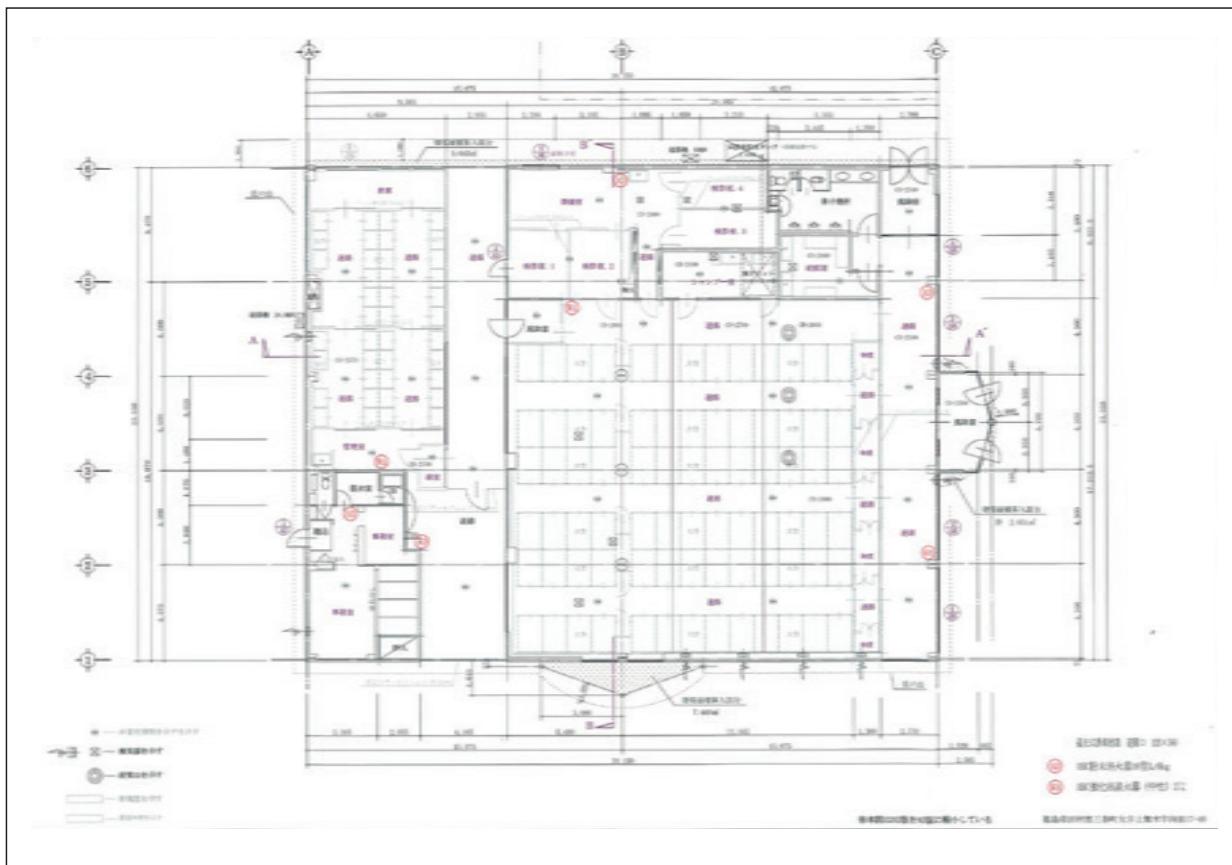
■ 医療担当部門責任者：福島県動物救護本部雇用獣医師

■ 飼養・管理部門責任者：福島県動物救護本部雇用者のうち、犬及び猫の各チーフ

② ボランティアとの協働

ボランティアは福島県動物救護本部のホームページ上で募集し、常時数名から数十名の協力を得ていた。

〈施設平面図（全体）〉





犬舎：個室型



犬舎：内部（床面に排水溝を整備）



犬舎：給餌口



猫舎：個室型



猫舎：フリースペース



シャンプー・トリミング室



餌調整室



診療室

シェルターメディシンに基づく被災動物の群管理指針

【動物救護施設における疾患管理】

1. 疾患の蔓延予防

(1) 動物を分類し、管理する順番を順守して感染の蔓延や咬傷事故を防ぐ

- ① 幼齢で健康
- ② 成体で健康
- ③ 収容されたばかりの動物
- ④ 幼齢で病気
- ⑤ 成体で病気
- ⑥ 行動学的問題

(2) 人を介した媒介感染予防（手袋／着衣の着脱）

(3) 生ワクチン（猫白血球減少症ウイルス／犬パルボウイルス）接種の徹底

- ① 接種時期→シェルター収容前／収容時速やかに
- ② 接種対象→全収容動物（負傷／罹患動物も含む） 安楽死処置対象は除外
- ③ 接種場所→ケージ等に収容する前、駐車場、受付など

(4) ストレス管理

症状に対する治療を優先するのではなく、動物救護施設においては、ストレス管理が最も有効な疾患管理であることが多い。猫は収容環境の改善、犬は散歩等の運動等。

2. 動物救護施設に多い疾患の治療指針

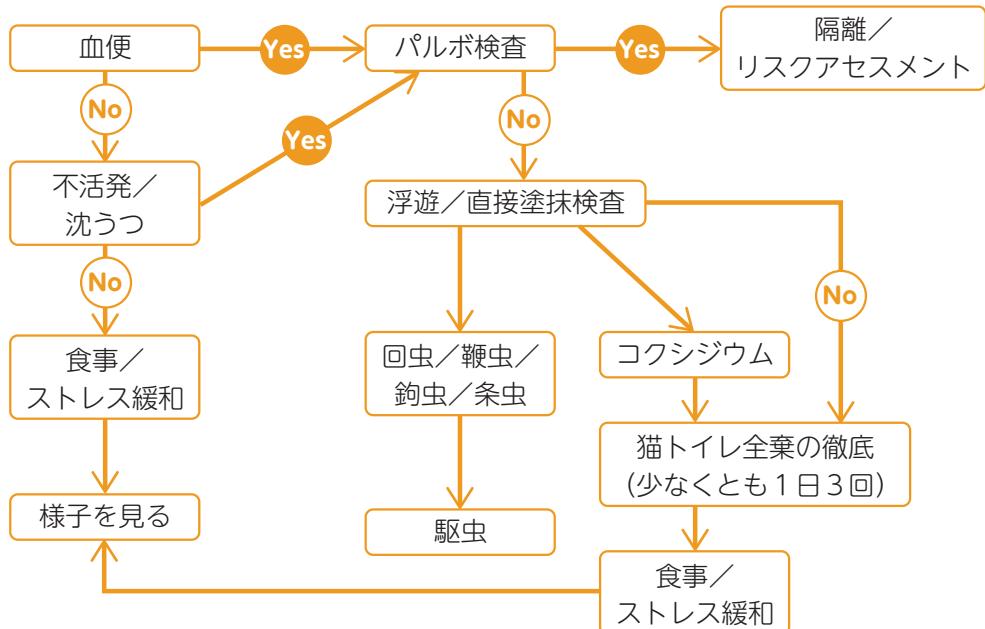
- (1) 症状に対して治療する場合は、疾患プロトコルに従い一貫した治療を徹底する
- (2) ストレスの多い過密な環境では、ステロイド剤の使用は禁忌
- (3) 抗生物質投与の使用も最小限にする
- (4) 動物救護施設での治療が困難あるいは予後不良、重篤な感染症や重度の攻撃性など公衆衛生上の問題がある場合は、獣医学的な観点から安楽殺を実施する

① 猫の上部呼吸器感染症 (Upper Respiratory Infection, URI)

分類	臨床症状	病態	治 療
1a. 透明な分泌物	眼や鼻からの透明な分泌物、鼻水、斜視	軽度のウイルス性URI	場所を移動しないで健康な猫の後で管理 食欲と脱水状態を毎日モニター
1b. 透明な分泌物	1a + 発熱、脱水、食欲減退、口腔内潰瘍、鼻詰まり、沈うつ	中程度から重度のウイルス性URI	1aと同じ + 脱水があれば補正
2a. 有色分泌物を伴うURI	1a + 緑色、茶色、黄色あるいは血液が混入した眼あるいは鼻分泌物	細菌性鼻炎や眼の二次感染を伴うウイルス性URI	ドキシサイクリンあるいはミノサイクリン10mg/kg 24h PO 臨床症状がなくなるまで
2b. 有色分泌物を伴うURI、反応しない場合	1b + 緑色、茶色、黄色あるいは血液が混入した眼あるいは鼻分泌物 + ドキシサイクリンに反応しない	中程度から重度の細菌性二次感染を伴うウイルス性URI	エンロフロキサシン5 mg/kg q24h POあるいはSQ 臨床症状がなくなるまで —あるいは— その他のフルオロキノロン(例、プラドフロキサシン、モルボフロキサシン、オルビフロキサシン) —あるいは— アジスロマイシン5-10mg/kg q24h PO 5日間、その後q48 h 臨床症状がなくなるまで (<i>Chlamydia felis</i> には効果はないため、疑われる場合は使用しない)
3a. 眼症状	軽度から中程度の結膜炎や結膜浮腫を伴う片側性から両側性の眼分泌物	原発性細菌性あるいはウイルス性眼感染	1a/bあるいは粘液膿性分泌物の場合は2a + エリスロマイシン眼科薬 OU BID × 7日間 —あるいは— ゲンタマイシン眼科薬 OU BID × 7日間 —あるいは— トブラマイシン眼科薬 OU BID × 7日間
3b. 眼症状、反応しない場合	3a + 持続的な眼分泌物、角膜浮腫、角膜潰瘍、眼瞼痙攣	二次性細菌感染を伴う／伴わない重度の原発性ウイルス性眼感染	眼分泌物が有色の場合は2a. + シドフォビル0.5%眼科薬 1滴 q12h OU 臨床症状がなくなるまで —あるいは— イドクスワリジン 0.1%眼科薬 1滴 q2-4h OU 臨床症状がなくなるまで —あるいは— イドクスワリジン-ゲンタマイシン-フルルビプロフェン 1滴 q8-12h OU 臨床症状がなくなるまで
4. 全身症状や長期疾患	発熱41°C以上。 浅速呼吸あるいは困難、発咳、嘔吐、重度の下痢、浮腫 —あるいは— 抗生素質療法2回行っても反応しない	URIの合併症やその他の問題	詳細な全身検査 脱水、発熱、痛み、うつ血、食欲減退に対して必要に応じて支持療法 他の疾患を除外

② 消化器症状（下痢）

下記のフローチャートを参考に診断し、抗生物質の投与は最小限にする。



③ 真菌症

真菌症が認められた場合は、できる限り隔離をする。空間的な隔離が出来なければ、真菌症専門スタッフのみが管理するようにして、感染蔓延を防ぐ。

【治療】

- A) 局所療法：硫黄石灰（8 %） 1週間に2回
- B) 全身療法：イトラコナゾールが第一選択薬。フルコナゾールとテルビナフィンも効果が実証されている。ルフェヌロン（プログラム）は効果がないとの報告が多い。

④ 問題行動

重度の場合は、専門医に相談し、ボランティアには触らせないようにする。

【動物救護施設における飼養管理指針】

1. 基本事項

1) 環境改善はできることから速やかに実施する

- ・災害時の動物救護施設は、施設や設備、スタッフ等不十分なことが多い。理想的でなくとも、持っている施設や設備を工夫しながら、改善可能なことはできることから速やかに実施することが重要である。

2) 犬と猫は別棟に収容

- ・猫にとって犬の存在は最大のストレスである。小型犬や子犬であっても、猫とは必ず別の場所（別棟など）に収容する。

2. 猫の飼養環境

1) 短期収容で個別ケージの場合

餌場とトイレと寝床を50cm以上離す。出来れば区画を分ける（3段ケージでも良い）。

ケージを使う（猫に触れずにケージ内の掃除が可能）。

隠れ場所として箱を入れ、棚を作る。

健康な猫であれば、スポットクリーニングをする。

トイレの砂は最小限にして（新聞紙でも可）、定期的に全廃棄（清掃）をする。猫トイレには、牛乳パック、プラスチックの果物入れ、お菓子の箱等も使用可能である。

2) 長期収容（約2週間以上）で個別飼いの場合

上記収容環境に加えて、猫の性格に応じて、定期的にケージから出して運動やふれあいなどをすることが望ましい。特に2ヶ月を超える場合は、ストレス軽減のためケージの外で遊ぶ時間を設けること。

3) 長期収容の場合は、グループ飼いが望ましい（猫の性格を見ながら）

グループ飼いをする場合は、1頭あたりに十分な空間を提供する。隠れ場所やトイレについても留意する必要がある。なお、グループ飼いを始めた場合は、呼吸器症状の発症も想定されるので、症状の悪化が見られたら個別に移動する。また、喧嘩や食欲の程度も観察する。

※ 猫の飼養における注意点

・隠れ場所を提供する

猫はストレスに直面すると、対処方法として隠れたがる。隠れ場所（お菓子の箱や段ボール等でよい）を提供し、ストレスの軽減を図る。隠れ場所は紙箱や紙袋のような簡易のもので十分機能する。極度に怖がっている様子の猫には、ケージごとタオルやシーツを覆い対応する必要がある。

・ケージ内に占めるトイレの割合を少なくする

トイレがケージ内の多くを占めているという状況は猫にとって非常にストレスであ

り、隠れ場所がなければトイレの中にうずくまる行動を取る。トイレの中に猫が入るのは衛生的にも悪く、またストレスを増大させるため、猫がトイレの中に隠れなくても良い環境作りを図る。

- **猫トイレの砂は最小限にする**

ケージの中で猫のトイレの掃除をすると呼吸器疾患の原因にもなり、猫にとってはストレスになる。トイレの砂を最小限にして、毎日全部交換することが望ましい。清掃の手間が減り、コクシジウム等の消化管内寄生虫の蔓延予防にもなる。

- **スポットクリーニング**

毎日猫を移動させケージの中を全て消毒し掃除する必要はない。猫は新しい環境に慣れるのに2週間程度かかると言われており、毎日ケージを新品同様に掃除すると、猫にとっては毎日が新しい環境になってしまふ。糞尿、嘔吐物等でひどく汚れていなければ、汚れている箇所だけトイレットペーパー等で拭き取る、スポットクリーニングを徹底する。また、タオルや新聞紙等を使用した場合もひどく汚れている場合を除いて、同じものを入れておき、慣れ親しんだ臭いに定着させストレス軽減を図る。ケージ内になるべく人の手を入れないことによって、病原体の蔓延予防にもなる。

- **猫を移動しない**

掃除をする時に猫を他の場所に移さない。また、最初の1週間程度は最低でもケージの移動を避け、ストレス軽減を図る。猫を移動することにより、猫ヘルペスウイルスの排泄を促し、猫カリシウイルスの蔓延にもつながる。

- **ストレス管理に気を配る**

シェルターに入った最初の数日間のストレス具合が、猫のURI発症を左右すると言われているため、シェルターに入った直後からストレス管理および収容環境の整備を行う。隠れ場所を提供し、できるだけ猫を移動させず、猫への刺激の少ないスポットクリーニングで清掃することがストレス軽減につながる。

3. 犬の飼養環境

- 犬が自分の意思で環境を行き来できる方が良いとされており、寝床、排泄場所、餌場と歩き回れる空間が望ましい。
- 散歩やおもちゃなどを提供する（問題行動の防止）。
- 攻撃性の強い犬は、ボランティア等には触らせずに、専門家のアドバイスを受けて対応する。

【動物救護施設での危機管理】

- 感染症のアウトブレイク
 - ➡ シェルターメディスンに基づく群管理
- 過密状態
 - ➡ 出口の拡大（他県への動物の移動、意向調査で譲渡の促進、治療的安楽死）
- 飼養環境の劣悪化
 - ➡ 動物救護施設における飼養管理指針の導入
 - ➡ 訓練されたボランティアの導入により動物のQOLを向上
- 人手不足
 - ➡ ボランティアの育成、スタッフ増員
- トレーニング不足
 - ➡ 平常時からシェルターメディスンや災害時医療に関する教育、平常時から災害時ボランティアの育成
- 問題行動の増悪
 - ➡ 飼養環境の改善
- 咬傷事故
 - ➡ 飼養環境の改善、散歩やおもちゃで動物のストレス軽減、スタッフのトレーニング

【動物病院で被災動物を受け入れる際の危機管理】

- 徹底した生ワクチン接種
 - ➡ シェルターで接種していても2週間以上たっていれば病院で再接種
- 感染症スクリーニング
 - ➡ ウィルスチェック（特にパルボウイルス感染症）、フィラリア症、バベシア症など
- 上部呼吸器感染症の管理
 - ➡ ストレス管理（第1日目から）
- ケンネルコフ（伝染性気管気管支炎）、真菌症、パルボウイルス感染症、ジステンパーウイルス感染症
 - ➡ 隔離
- 問題行動
 - ➡ 専門家に相談

参考文献

- Sandra Newbury et al. 2010. Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters.
The Association of Shelter Veterinarians
<<https://www.sheltervet.org/assets/docs/shelter-standards-oct2011-wforward.pdf>> (2019年3月7日アクセス)
- Denae Wagner, Kate Hurley and Jenny Stavisky. 2018. Shelter housing for cats.
Journal of Feline Medicine and Surgery. 20, 635–642

被災ペット救護施設運営の手引き

平成31年3月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

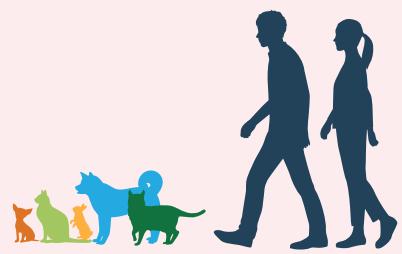
〒110-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-3581-3351

編 集 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

TEL : 03-6659-6310



被災ペット救護施設運営の手引き